

「一等無人航空機操縦士実地試験実施細則 飛行機」の一部改正について

改正案	現行
令和5年8月2日 制定（国空無機第93239号） <u>令和7年12月5日 改正（国空無機第298768号）</u>	令和5年8月2日 制定（国空無機第93239号）
一等無人航空機操縦士実地試験実施細則 飛行機 国土交通省航空局安全部無人航空機安全課	一等無人航空機操縦士実地試験実施細則 飛行機 国土交通省航空局安全部無人航空機安全課
I. 総則 <ol style="list-style-type: none"> 無人航空機操縦者技能証明の一等無人航空機操縦士の資格の区分に係る飛行機の実地試験（以下「実地試験」という。）を行う場合は、無人航空機操縦士実地試験実施基準（以下「実施基準」という）及びこの細則による。 ～5.（略） 試験員補助員は、試験員に対して、減点区画又は不合格区画に機体が進入したことを知らせるなどの補助業務を行うこととし、採点及び合否判定は実施しない。 試験員又は試験員補助員は、実技試験の各科目開始前に風向風速計を用いて風向及び風速を計測する。実施基準に記述された基準以上の風速及び実技試験の実施が難しいと試験員が判断する横風（概ね横風30度以上かつ風速毎秒3メートル以上の場合）を観測した場合は、実技試験を行わない又は実技試験を中止すること。 	I. 総則 <ol style="list-style-type: none"> 無人航空機操縦者技能証明の一等無人航空機操縦士の資格の区分に係る飛行機の実地試験（以下<u>単に</u>「実地試験」という。）を行う場合は、無人航空機操縦者実地試験実施基準及びこの細則による。 ～5.（略） 試験員補助員は、試験員及び受験者に対して、減点区画又は不合格区画に機体が進入したことを知らせるなどの補助業務を行うこととし、採点及び合否判定は実施しない。 実技試験を実施する場合は、実技試験の各科目開始前に風向風速計を用いて風向及び風速を計測する。無人航空機操縦者実地試験実施基準に記述された基準以上の風速及び実技試験の実施が難しいと試験員が判断する横風（おおむね横風30度以上かつ風速毎秒3メートル以上の場合）を観測した場合は、実技試験を行わない又は実技試験を中止すること。

<p>8. 試験員又は試験員補助員は、<u>実地試験</u>の内容を記録し、採点及び合否判定の結果についても記録すること。</p> <p>9. ~10. (略)</p> <p><u>11. 安全確保に必要と判断される場合、試験員又は試験員から指示を受けた試験員補助員若しくは受験者補助員が受験者に代わって操縦を行う。</u></p> <p><u>12. 実施基準の3-8に記載されたやむを得ない事由により実地試験を中止する場合を除き、各試験科目に係る実地試験はその日に完了すること。</u></p> <p><u>13. 実技試験及び口述試験（機体及び操縦装置を作動させて行うものに限る。）にあたり、受験者、試験員、試験員補助員及び受験者補助員は、ヘルメット、保護メガネ等の保護具を着用すること。</u></p>	<p>8. 試験員又は試験員補助員は、<u>実技試験</u>の内容を記録し、採点及び合否判定の結果についても記録すること。</p> <p>9. ~10. (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>II. 実地試験の減点適用基準</u></p> <p><u>1. 口述試験（飛行前点検）の減点適用基準</u></p> <p><u>1-1 口述試験のうち、飛行空域及びその他の確認、作動前点検及び作動点検の科目については、次に掲げる基準を標準として減点を行うこととする。</u></p> <p><u>1-2 適用事項に記載がない場合でも、減点細目に該当する事項が生じた場合は、試験員の判断により減点細目に応じた減点数の減点を行うこととする。</u></p> <p><u>1-3 適用事項に該当するが、受験者に起因しない事由により生じた事項については、減点の対象としないこととする。</u></p> <p><u>1-4 減点数欄の「不」と記載された適用事項が生じた場合は、実地試験を中止し、受験者を不合格とする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

1-5 飛行前点検に係る口述試験を通じて、減点細目に該当する事項が複数生じた場合には、このうち最も減点数が高いものみを適用して減点を行う。

1-6 回答又は点検及び記録は制限時間内に行うものとする。制限時間内に回答、点検又は記録を行わなかった場合は、それ未回答、点検漏れ又は記録漏れがあったものとして取り扱う。

減点細目	減点数	適用事項
航空法等の違反	不	<ul style="list-style-type: none">受験者が、アルコール又は薬物の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがあると試験員が判断したとき受験者が必要な機材、機体及び試験場を準備する場合に屋外での試験について次に掲げる事項が判明したとき<ul style="list-style-type: none">飛行させる無人航空機の登録を受けていない飛行させる無人航空機に登録記号の表示又は登録記号を識別するための措置を講じていない受験者が飛行に必要な法第132条の85第2項又は法第132条の86第3項若しくは第5項第2号に規定された国土交通大臣による許可又は承認を取得していない又は技能証明及び機体認証を得ていない（ただし、

		<u>国土交通省航空局安全部無人航空機安全課 長が認めた場合を除く。)</u>	
<u>危険な 操作</u>	<u>不</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>危険な速度（概ね 5 m/s 以上）で機体を飛行させたとき</u> ・<u>試験員、試験員補助員、受験者、その他の者又は物件に向けて、飛行中の機体を試験員が危険と判断する距離まで接近させたとき</u> ・<u>合理的な理由なく、飛行中に操縦装置を両手で保持しなかったとき</u> ・<u>推進系統等の作動点検にあたり、機体の急発進等を防ぐ措置を講じずに点検を行ったとき</u> ・<u>周囲の安全を確保することなく推進系統等を作動させて点検を行ったとき</u> 	
<u>墜落、損 傷、制 御不能</u>	<u>不</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>機体を墜落させたとき</u> ・<u>機体をパイロン、旗、壁、ネット等の物件に衝突させたとき</u> ・<u>機体を損傷させたとき</u> ・<u>機体を制御不能に陥らせたとき</u> 	
<u>不正行 為</u>	<u>不</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>受験者が他の者から助言又は補助を受けたとき、その他不正の行為があつたとき</u> ・<u>受験者が試験の円滑な実施を妨げる行為を行つたとき</u> 	
<u>点検漏 れ</u>	<u>10</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>実技試験において行う飛行のために必要な点検を一つでも行わなかったとき</u> 	

<u>日常点検記録の記載漏れ又は誤り</u>	5	・提供される日常点検記録の様式に基づき、必要な記載項目を一つでも記載しなかったとき又は誤りがあったとき	
<u>日常点検記録の軽微な誤り</u>	1	・提供された様式の記入方法に従わずに記録し、点検日時や点検場所等を誤って記載を行ったとき	
<u>2.</u> 実技試験の減点適用基準			<u>II.</u> 実技試験の減点適用基準
<u>2-1</u> 次に掲げる基準を標準として、実技試験の減点を行うこととする。			<u>1.</u> 次に掲げる基準を標準として、実技試験の減点を行うこととする。
<u>2-2</u> 適用事項に記載がない場合でも、減点細目に該当する事項が生じた場合は、試験員の判断により減点細目に応じた減点数の減点を行うこととする。			<u>2.</u> 適用事項に記載がない場合でも、減点細目に該当する事項が生じた場合は、試験員の判断により減点細目に応じた減点数の減点を行うこととする。
<u>2-3</u> 適用事項に該当するが、受験者に起因しない事由により生じた事項については、減点の対象としないこととする。			<u>3.</u> 適用事項に該当するが、受験者に起因しない事由により生じた事項については、減点の対象としないこととする。
<u>2-4</u> 減点数欄の「不」と記載された適用事項が生じた場合は、実地試験を中止し、受験者を不合格とする。			<u>4.</u> 減点数欄の「不」と記載された適用事項が生じた場合は、実地試験を中止し、受験者を不合格とする。
<u>2-5</u> 実技試験では、減点区画に機体の半分以上が進入した場合は、減点対象となる。			<u>5.</u> 実技試験では、減点区画に機体の全てが進入した場合は、減点対象となる。
<u>2-6</u> 不合格区画に機体の全てが進入した場合は、試験を中止し、受験者を不合格とする。			<u>6.</u> 不合格区画に機体の全てが進入した場合は、試験を中止し、受験者を不合格とする。
<u>2-7</u> 制限時間の対象は、各試験科目において指定がない限り、試			(新設)

試験員が受験者に離陸を指示した時刻から機体が着陸した時刻までの時間とする。

2-8 減点の対象は、各試験科目において指定がある場合、その指定に従うこととする。

減点細目	減点 数	適用事項
(略)		
危険な飛行	不	<ul style="list-style-type: none"> 危険な速度（<u>運用限界速度</u>）を超過した速度並びに失速又は失速の危険がある速度）で機体を飛行させたとき 試験員、試験員補助員、受験者、受験者補助員、その他の者又は物件に向けて、飛行中の機体を試験員が危険と判断する距離まで接近させたとき 合理的な理由なく、飛行中に操縦装置を両手で保持しなかったとき（基本に係る実技試験に限る） 飛行経路等の<u>不適切な設定又は再設定</u>により機体が立入管理措置を講じた空域を逸脱する又は機体が失速する等、危険な飛行となると試験員が判断したとき（基本に係る実技試験を除く）

減点細目	減点 数	適用事項
(略)		
危険な飛行	不	<ul style="list-style-type: none"> 危険な速度（<u>巡航速度</u>を大きく超過した速度並びに失速又は失速の危険がある速度）で機体を飛行させたとき 試験員、試験員補助員、受験者、受験者補助員、その他の者又は物件に向けて、飛行中の機体を試験員が危険と判断する距離まで接近させたとき
<u>危険な飛行</u>	<u>不</u>	<ul style="list-style-type: none"> 合理的な理由なく、飛行中に操縦装置を両手で保持しなかったとき（基本に係る実技試験に限る） 飛行経路等の<u>不適切な再設定</u>により機体が立入管理措置を講じた空域を逸脱する又は機体が失速する等、危険な飛行となると試験員が判断したとき（基本に係る実技試験を除く）

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
飛行空域逸脱（不合格区画）	不	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本に係る実技試験において不合格区画線よりも外側に機体の全て<u>を</u>進入させたとき ・ <u>基本以外の実技試験において</u>機体の全てを不合格区画に進入させたとき (注2) ・ 離着陸時に一部でも降着装置が滑走路を逸脱したとき 	飛行空域逸脱（不合格区画）	不	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本に係る実技試験において不合格区画線よりも外側に機体の全て進入させたとき ・ 機体の全てを不合格区画に进入させたとき（注2） ・ 離着陸時に一部でも降着装置が滑走路を逸脱したとき ・
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
飛行経路逸脱（減点区画） <u>(注4)</u>	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本に係る実技試験において外側の減点区画線よりも外側に機体の全て<u>を</u>進入させたとき ・ 基本に係る実技試験において内側の減点区画線<u>と外側の減点区画線の間</u>を飛行しなかったとき 	飛行経路逸脱（減点区画）	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本に係る実技試験において外側の減点区画線よりも外側に機体の全て进入させたとき ・ 基本に係る実技試験において内側の減点区画線<u>よりも外側に機体の全てを进入させなかつたとき</u> ・ <u>減点区画に機体の全てを进入させたとき</u>（注4）
指示と異なる飛行	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験員の指示と異なる手順又は飛行経路で飛行させたとき ・ 試験員の指示を受ける前に操縦に係る操作を行ったとき ・ <u>試験員が指示した高度と明らかに異なる高度で飛行させたとき</u> 	指示と異なる飛行	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験員の指示と異なる手順又は飛行経路で飛行させたとき ・ 試験員の指示を受ける前に操縦に係る操作を行ったとき ・ <u>（新設）</u>

(略)	(略)	・ (略)	(略)	(略)	(略)
受験者補助員との連携不足 (注7)	1	<ul style="list-style-type: none"> 受験者補助員との役割分担及び連携の手順を明確にしなかったとき (注8) <u>試験員、試験員補助員及び受験者補助員に対して、飛行経路及び飛行の手順等についての説明に漏れ又は誤りがあったとき</u> 受験者補助員との連携に係る通知がなされなかったとき 	受験者補助員との連携不足 (注7)	1	<ul style="list-style-type: none"> 受験者補助員との役割分担及び連携の手順を明確にしなかったとき (注8) <u>(新設)</u> 受験者補助員との連携に係る通知がなされなかったとき
(略)	(略)				
<p><u>3. 口述試験（飛行後の点検と記録）の減点適用基準</u></p> <p><u>3-1 口述試験のうち、飛行後点検及び飛行後の記録の科目については、次に掲げる基準を標準として減点を行うこととする。</u></p> <p><u>3-2 適用事項に記載がない場合でも、減点細目に該当する事項が生じた場合は、試験員の判断により減点細目に応じた減点数の減点を行うこととする。</u></p> <p><u>3-3 適用事項に該当するが、受験者に起因しない事由により生じた事項については、減点の対象としないこととする。</u></p> <p><u>3-4 減点数欄の「不」と記載された適用事項が生じた場合は、実地試験を中止し、受験者を不合格とする。</u></p> <p><u>3-5 飛行後の点検と記録に係る口述試験を通じて、点検漏れ、日常点検記録の記載漏れ又は誤り及び日常点検記録の軽微な</u></p>					
					<u>(新設)</u>

誤りに該当する事項が複数生じた場合には、このうち最も減点数が高いもののみを適用して減点を行う。

3-6 飛行後の点検と記録に係る口述試験を通じて、飛行記録の記載漏れ又は誤り及び飛行記録の軽微な誤りに該当する事項が複数生じた場合には、このうち最も減点数が高いもののみを適用して減点を行う。

3-7 点検及び記録は制限時間内に行うものとする。制限時間内に点検又は記録を行わなかった場合は、それぞれ点検漏れ又は記録漏れがあったものとして取り扱う。

減点細目	減点数	適用事項
不正行為	不	<ul style="list-style-type: none">受験者が他の者から助言又は補助を受けたとき、その他不正の行為があったとき受験者が試験の円滑な実施を妨げる行為を行ったとき
点検漏れ	5	<ul style="list-style-type: none">飛行後の機体の状態を確認するために必要な点検を一つでも行わなかったとき
日常点検記録の記載漏れ又は誤り	5	<ul style="list-style-type: none">提供される日常点検記録の様式に基づき、必要な記載項目を一つでも記載しなかったとき又は誤りがあったとき
飛行記録の記	10	<ul style="list-style-type: none">提供される飛行日誌の様式に基づき、必要な記載項目を一つでも記載しなかったとき

<u>載漏れ 又は誤り</u>		・ <u>飛行時間の計算に誤りがあったとき</u>	
<u>日常点検記録の軽微な誤り(注)</u>	1	・ <u>提供された様式の記入方法に従わずに記録し、点検日時や点検場所等を誤って記載を行ったとき</u>	
<u>飛行記録の軽微な誤り</u>	1	・ <u>提供された様式の記入方法に従わずに記録し、飛行年月日、離陸場所又は着陸場所等を誤って記載を行ったとき</u>	
<u>注</u> 口述試験（飛行前点検）において誤った記載等が行われ、減点を行っている場合には、当該事項について改めて減点を行わない。			
<p><u>4. 口述試験（事故、重大インシデントの報告）の減点適用基準</u></p> <p><u>4-1 口述試験のうち、事故又は重大インシデントの説明及び事故等発生時の処置の説明の科目については、抜け又は誤りがあった場合、5点を減点する。</u></p> <p><u>4-2 回答は制限時間内に行うものとする。未回答の場合は、5点を減点する。</u></p> <p><u>5. 机上試験の減点適用基準</u></p> <p><u>5-1 回答内容に誤りがあった場合に、1問につき5点を減点する</u></p>			(新設)

<p>。</p> <p><u>5-2 回答は制限時間内に行うものとする。未回答の設問については、1問あたり5点を減点する。</u></p>	
<p>III. 立入管理措置を講ずるべき空域及び必要着陸滑走路長</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. 必要滑走路長の算出 <p>2-1 受験者は実技試験に用いる機体の着陸の際の接地速度を当該機体の取扱説明書及び過去の飛行記録等から推定し、必要滑走路長の算出を行うこととする。実技試験の実施に際し、受験者は安全に機体を着陸させることができる滑走路幅及び算出した必要滑走路長以上の長さの滑走路を有する試験場を準備することとする（基本に係る実技試験を除く試験科目において、垂直離着陸可能な機体を用いる場合を除く。）。</p> <p><u>本項に基づき算出した必要滑走路長、及び試験場の滑走路長は、受験者が試験員に明示すること。</u></p> <p>2-2 (略)</p> <p>2-3 平均転がり摩擦係数 μ は、実技試験に用いる無人航空機及び滑走路の状態により、受験者<u>により設定し、試験員の承認を得るものとする。</u></p> <p>(略)</p> 	<p>III. 立入管理措置を講ずるべき空域及び必要着陸滑走路長</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. 必要滑走路長の算出 <p>2-1 受験者は実技試験に用いる機体の着陸の際の接地速度を当該機体の取扱説明書及び過去の飛行記録等から推定し、必要滑走路長の算出を行うこととする。実技試験の実施に際し、受験者は安全に機体を着陸させることができる滑走路幅及び算出した必要滑走路長以上の長さの滑走路を有する試験場を準備することとする（基本に係る実技試験を除く試験科目において、垂直離着陸可能な機体を用いる場合を除く。）。</p> <p>2-2 (略)</p> <p>2-3 平均転がり摩擦係数 μ は、実技試験に用いる無人航空機及び滑走路の状態により、受験者<u>の判断で設定を行うことができる。</u></p> <p>(略)</p>
<p>IV. 基本に係る実地試験</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般 (略) 2. 机上試験 	<p>IV. 基本に係る実地試験</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般 (略) 2. 机上試験

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
2-1	(略)	(略)	<u>10分</u>

3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
3-1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を	<u>3分</u>

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
2-1	(略)	(略)	<u>1. 誤りがあつた場合に、1問につき5点を減点する。</u> <u>2. 回答時間10分以内に全問を回答できること。未回答の設問については、1問あたり5点を減点する。</u>

3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
3-1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせ	<u>3-1の確認に漏れ若しく</u>

		示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） (1)・(2)（略） (3)必要な <u>許可書</u> 、 <u>承認書</u> 、 <u>技能證明書</u> 等を携帯しているか。 (4)・(5)（略）			る。 確認事項（例） (1)・(2)（略） (3)必要な <u>許可証</u> 、 <u>承認証</u> 、 <u>技能證明証</u> 等を携帯しているか。 (4)・(5)（略）	は誤りが一つ でもあった場合又は3-2 及び3-3の日常点検記録への記載漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合、10点を減点する。
3-2	（略）	（略）	<u>3-2から3-3までを通じて20分</u>	3-2	（略）	
3-3	（略）	（略）	<u>3-2から3-3までを通じて20分</u>	3-3	（略）	

4. 実技試験

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
4-1	（略）	(1)（略） (2)受験者は離陸を行うことを試験員に通知し、 <u>原則として概ね</u> 機体に対して向かい風となる方向に離陸を	<u>10分</u> <u>※制限時間の対象は、受験者が離陸を行うこと</u>

4. 実技試験

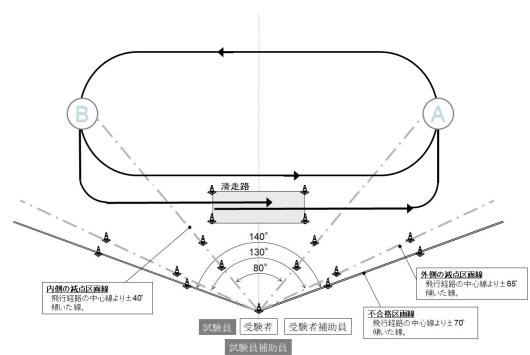
試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
4-1	（略）	(1)（略） (2)受験者は離陸を行うことを試験員に通知し、 <u>原則としておおむね</u> 機体に対して向かい風となる方向に離陸を行う。	<u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u> <u>2. 試験員と飛行高度及び</u>

		<p>行う。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 受験者は自身が想定する飛行経路で試験員からの指示があるまで周回飛行を行う。この際、受験者は試験員からの指示に基づき飛行経路の調整を行い、試験員が求める飛行高度（概ね対地70メートルから100メートル）及び飛行経路で飛行を行う。</p> <p><u>※試験員と飛行高度及び飛行経路についての調整を行なう（5）の1周目の飛行は、減点対象としない。</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) 通知後、受験者は、原則として概ね向かい風となる方向に着陸を行う。ただし、周回飛行の方向と着陸時の滑走路への進入方向を変える場合は、受験者が（8）以降の飛行経路を任</p>	<p><u>を通知し、受験者が機体の停止を通知するまでの時間とする。</u></p>		<p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 受験者は自身が想定する飛行経路で試験員からの指示があるまで周回飛行を行う。この際、受験者は試験員からの指示に基づき飛行経路の調整を行い、試験員が求める飛行高度（概ね対地70メートルから100メートル）及び飛行経路で飛行を行う。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) 通知後、受験者は、原則として概ね向かい風となる方向に着陸を行う。ただし、周回飛行の方向と着陸時の滑走路への進入方向を変える場合は、受験者が（8）以降の飛行経路を任意に設</p>	<p><u>飛行経路についての調整を行なう（5）の1周目の飛行は、減点対象としない。</u></p> <p><u>3. 制限時間は10分とする。（受験者が離陸を行うことを通知し、受験者が機体の停止を通知するまでの時間を制限時間とする。）</u></p>
--	--	--	--	--	--	--

		意に設定することができる。 (10) (略)				定することができる。 (10) (略)	
4-2	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 受験者は離陸を行うことを試験員に通知し、原則として概ね機体に対して向かい風となる方向に離陸を行う。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 受験者は自分が想定する飛行経路で試験員からの指示があるまで周回飛行を行う。この際、受験者は試験員からの指示に基づき飛行経路の調整を行い、試験員が求める飛行高度（概ね対地70メートルから100メートル）及び飛行経路で飛行を行う。</p> <p><u>※試験員と飛行高度及び飛行経路についての調整を行う（5）の1周目の飛行は、減点対象としない。</u></p>	<p><u>10分</u></p> <p><u>※制限時間の対象は、受験者が離陸を行うことを通知し、受験者が機体の停止を通知するまでの時間とする。</u></p>	4-2	(略)	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 受験者は離陸を行うことを試験員に通知し、原則としておおむね機体に対して向かい風となる方向に離陸を行う。</p> <p>(3) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 受験者は自分が想定する飛行経路で試験員からの指示があるまで周回飛行を行う。この際、受験者は試験員からの指示に基づき飛行経路の調整を行い、試験員が求める飛行高度（おおむね対地70メートルから100メートル）及び飛行経路で飛行を行う。</p> <p>(6) ~ (11) (略)</p>	<p><u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u></p> <p><u>2. 試験員と飛行高度及び飛行経路についての調整を行なう（5）の1周目の飛行は、減点対象としない。</u></p> <p><u>3. 制限時間は10分とする。（受験者が離陸を行うことを通知し、受験者が機体の停止を通知するまでの時間を制限時間とする。）</u></p>

4-1 周回飛行の飛行経路



※1 : (略)

※2 : 離陸時の方向が図と概ね逆向きである場合は、飛行経路も逆とする。

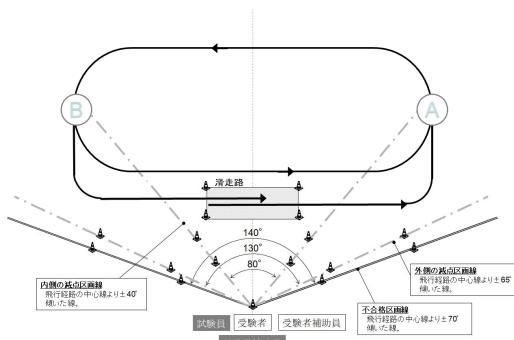
※3 : (略)

※4 : 長辺方向に概ね15秒間の直線飛行を行う。短辺方向には直線飛行を行わない。ただし、機体の特性により直線飛行を行う必要がある場合は、5秒を超えない範囲で直線飛行を行ってよい。

4-2 緊急着陸を伴う8の字飛行の飛行経路

(E地点から緊急着陸を行った一例)

4-1 周回飛行の飛行経路



※1 : (略)

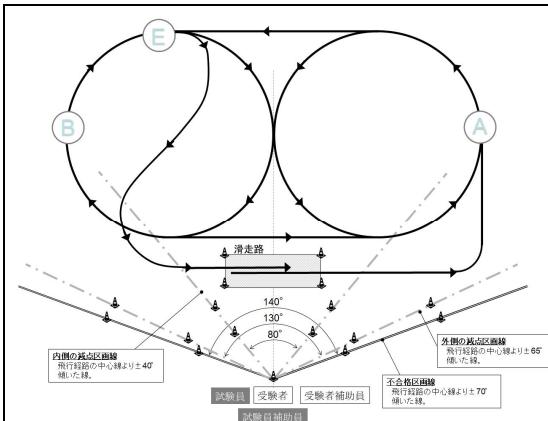
※2 : 離陸時の方向が図とおむね逆向きである場合は、飛行経路も逆とする。

※3 : (略)

※4 : 長辺方向におむね15秒間の直線飛行を行う。短辺方向には直線飛行を行わない。ただし、機体の特性により直線飛行を行う必要がある場合は、5秒を超えない範囲で直線飛行を行う。

4-2 緊急着陸を伴う8の字飛行の飛行経路

(E地点から緊急着陸を行った一例)



※1 : (略)

※2 : 離陸時の方向が図と概ね逆向きである場合は、飛行経路も逆とする。

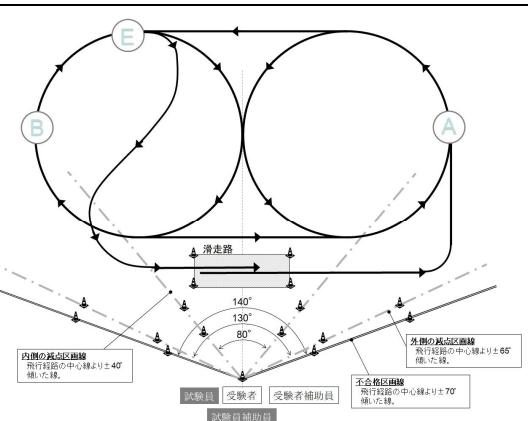
※3 : (略)

※4 : 8の字飛行中は飛行経路が曲線となるように飛行を行う。

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
5-1	(略)	(略)	<u>5-1から</u> <u>5-2まで</u> <u>を通じて10分</u>



※1 : (略)

※2 : 離陸時の方向が図とおおむね逆向きである場合は、飛行経路も逆とする。

※3 : (略)

(新設)

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
5-1	(略)	(略)	<u>点検結果の機作漏れ又は誤りが一つでもあった場合、5点を減点する。</u>

5-2	(略)	(略)		5-1から 5-2まで を通じて10 分	5-2	(略)	(略)

6. 口述試験（事故、重大インシデントの報告）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
6-1	(略)	(略)	<u>3分</u>
6-2	(略)	(略)	<u>3分</u>

5-2	(略)	(略)		記載の漏れ又 は誤りが一つ でもあった場 合、10点を減 点する。

6. 口述試験（事故、重大インシデントの報告）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
6-1	(略)	(略)	<u>1. 抜け又は 誤りがあった 場合は、5点 を減点する。</u> <u>2. 回答時間 3分以内に回 答できること 。未回答の場 合は、5点を 減点する。</u>
6-2	(略)	(略)	<u>1. 抜け又は 誤りがあった 場合は、5点 を減点する。</u>

								2. 回答時間 3分以内に回答できること。 未回答の場合は、5点を減点する。
V. 昼間飛行の限定変更に係る実地試験	1. 一般 (略)	2. 机上試験	試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。	V. 昼間飛行の限定変更に係る実地試験	1. 一般 (略)	2. 机上試験	試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。	(略)
(略)	番号	科目	実施要領	制限時間	番号	科目	実施要領	減点適用基準
2-1	(略)	試験員より立入管理措置を講じない条件での夜間飛行の模擬飛行計画を提示し、飛行計画の作成において留意が必要な事項について、受験者が理解しているかどうかを判定可能な質問を行い、答えさせる。出題数は、5問とする。 (略)	10分	2-1	(略)	試験員より立入管理措置を講じられた条件での夜間飛行の模擬飛行計画を提示し、飛行計画の作成において留意が必要な事項について、受験者が理解しているかどうかを判定可能な質問を行い、答えさせる。出題数は、5問とする。 (略)	1. 誤りがあった場合に、1問につき5点を減点する。 2. 回答時間10分以内に全問を回答できること。未回答の設問については、1問あたり5点を	

							<u>減点する。</u>
--	--	--	--	--	--	--	--------------

3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
3-1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） (1)・(2) (略) (3)必要な <u>許可書</u> 、 <u>承認書</u> 、 <u>技能証明書</u> 等を携帯しているか。 (4)・(5) (略)	<u>3分</u>
3-2	(略)	(略)	<u>3-2から</u> <u>3-3まで</u> <u>を通じて20分</u>
3-3	(略)	(略)	<u>3-2から</u> <u>3-3まで</u> <u>を通じて20</u>

--	--	--	--	--

3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

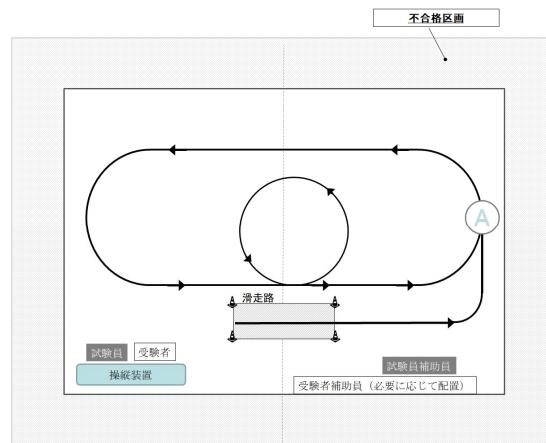
(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
3-1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） (1)・(2) (略) (3)必要な <u>許可証</u> 、 <u>承認証</u> 、 <u>技能証明証</u> 等を携帯しているか。 (4)・(5) (略)	<u>3-1の確認に漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合又は3-2及び3-3の日常点検記録への記載漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合、10点を減点する。</u>
3-2	(略)	(略)	
3-3	(略)	(略)	

			分				
4. 実技試験							
試験科目の実施要領及び <u>制限時間</u> は、次表のとおりとする。							
(略)							
番号	科目	実施要領	制限時間	番号	科目	実施要領	減点適用基準
4-1	(略)	(1)～(2) (略) (3) 試験員による口頭での指示があり次第、受験者は、試験員、試験員補助員及び受験者補助員に対して、飛行経路及び飛行の手順等についての説明を行う。 (4) (略)	<u>20分</u> <u>※制限時間の対象は(1)とする。</u>	4-1	(略)	(1)～(2) (略) (3) 試験員による口頭での指示があり次第、受験者は、試験員、試験員補助員及び受験者補助員に対して、飛行経路及び飛行の手順等についての説明を行う。 <u>その際、試験員、試験員補助員及び受験者補助員は質問を行うことができる。</u> (4) (略)	<u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u> <u>2. (1)の受験者による飛行経路の設定について、制限時間は30分とする。</u>
4-2	(略)	(1) (略) (2) 受験者は、原則として <u>概ね</u> 向かい風となる方向に離陸を行う。なお、手動での離陸が必要となる飛行機の場合は、受験者補助員が離陸を行うこ	<u>30分</u> <u>※制限時間の対象は(5)から(12)までとする。</u>	4-2	(略)	(1) (略) (2) 受験者は、原則として <u>おおむね</u> 向かい風となる方向に離陸を行う。なお、手動での離陸が必要となる飛行機の場合は、受験者補助員が離陸を行うことができるものとす	<u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u> <u>2. 制限時間は30分とする。</u> <u>3. 減点の対</u>

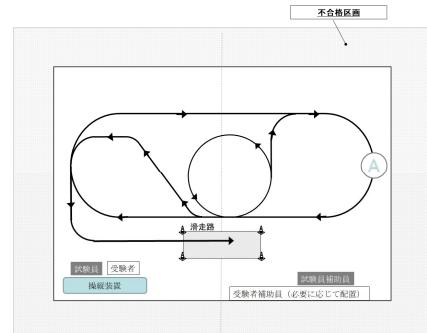
		<p>とができるものとする。</p> <p>(3) ~ (15) (略)</p> <p><u>※(5)から(12)までを減点対象とする。</u></p>		<p>る。</p> <p>(3) ~ (15) (略)</p>	<p><u>象及び制限時間の対象は、(5)から(12)までとする。</u></p>
--	--	--	--	---------------------------------	---

4-2 周回飛行の飛行経路

- 離陸から円状の旋回飛行までの飛行経路



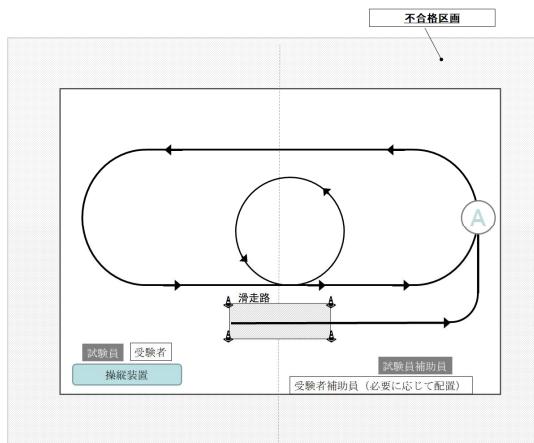
- 円状の旋回飛行から着陸までの飛行経路



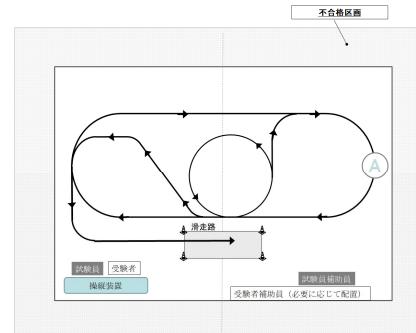
※1 : (略)

4-2 周回飛行の飛行経路

- 離陸から円状の旋回飛行までの飛行経路



- 円状の旋回飛行から着陸までの飛行経路



※1 : (略)

※2：離陸時の方向が図と概ね逆向きである場合は、飛行経路も逆とする。

※3：飛行高度は、最大離陸重量25kg未満の無人航空機の場合は概ね80メートル、最大離陸重量25kg以上の無人航空機の場合は概ね110メートルとする。ただし、実技試験に用いる無人航空機により、それ以外の飛行高度が適切である場合は、適切な飛行高度で飛行を行うこととする。

※4：周回飛行において、長辺方向に概ね15秒間の直線飛行を行う。短辺方向には直線飛行を行わない。ただし、機体の特性により直線飛行を行う必要がある場合は、5秒を超えない範囲で直線飛行を行ってもよい。

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	制限時間
5-1	(略)	(略)	5-1から5-2までを通じて10分
5-2	(略)	(略)	

※2：離陸時の方向が図とおおむね逆向きである場合は、飛行経路も逆とする。

※3：飛行高度は、最大離陸重量25kg未満の無人航空機の場合はおおむね80メートル、最大離陸重量25kg以上の無人航空機の場合はおおむね110メートルとする。ただし、実技試験に用いる無人航空機により、それ以外の飛行高度が適切である場合は、適切な飛行高度で飛行を行うこととする。

※4：周回飛行において、長辺方向におおむね15秒間の直線飛行を行う。短辺方向には直線飛行を行わない。ただし、機体の特性により直線飛行を行う必要がある場合は、5秒を超えない範囲で直線飛行を行う。

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	減点適用基準
5-1	(略)	(略)	点検結果の記載漏れ又は誤りが一つでもあった場合、5点を減点する。
5-2	(略)	(略)	記載の漏れ又

							は誤りが一つ でもあった場合、10点を減点する。																
VI.	目視内飛行の限定変更に係る実地試験	VI.	目視内飛行の限定変更に係る実地試験	1.	一般 (略)	1.	一般 (略)																
1.	一般 (略)	2.	机上試験	2.	机上試験	試験科目の実施要領及び <u>制限時間</u> は、次表のとおりとする。	試験科目の実施要領及び <u>減点適用基準</u> は、次表のとおりとする。																
<p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>科目</th> <th>実施要領</th> <th>制限時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-1</td> <td>(略)</td> <td>試験員より立入管理措置を<u>講じない</u>条件での目視外飛行の模擬飛行計画を提示し、飛行計画の作成において留意が必要な事項について、受験者が理解しているかどうかを判定可能な質問を行い、答えさせる。出題数は、5問とする。 (略)</td> <td><u>10分</u></td> </tr> </tbody> </table>				番号	科目	実施要領	制限時間	2-1	(略)	試験員より立入管理措置を <u>講じない</u> 条件での目視外飛行の模擬飛行計画を提示し、飛行計画の作成において留意が必要な事項について、受験者が理解しているかどうかを判定可能な質問を行い、答えさせる。出題数は、5問とする。 (略)	<u>10分</u>	<p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>科目</th> <th>実施要領</th> <th>減点適用基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2-1</td> <td>(略)</td> <td>試験員より立入管理措置を<u>講じられた</u>条件での目視外飛行の模擬飛行計画を提示し、飛行計画の作成において留意が必要な事項について、受験者が理解しているかどうかを判定可能な質問を行い、答えさせる。出題数は、5問とする。 (略)</td> <td> <u>1. 誤りがあった場合に、1問につき5点を減点する。</u> <u>2. 回答時間10分以内に全問を回答できること。未回答の設問については、1問あたり5点を減点する。</u> </td> </tr> </tbody> </table>				番号	科目	実施要領	減点適用基準	2-1	(略)	試験員より立入管理措置を <u>講じられた</u> 条件での目視外飛行の模擬飛行計画を提示し、飛行計画の作成において留意が必要な事項について、受験者が理解しているかどうかを判定可能な質問を行い、答えさせる。出題数は、5問とする。 (略)	<u>1. 誤りがあった場合に、1問につき5点を減点する。</u> <u>2. 回答時間10分以内に全問を回答できること。未回答の設問については、1問あたり5点を減点する。</u>
番号	科目	実施要領	制限時間																				
2-1	(略)	試験員より立入管理措置を <u>講じない</u> 条件での目視外飛行の模擬飛行計画を提示し、飛行計画の作成において留意が必要な事項について、受験者が理解しているかどうかを判定可能な質問を行い、答えさせる。出題数は、5問とする。 (略)	<u>10分</u>																				
番号	科目	実施要領	減点適用基準																				
2-1	(略)	試験員より立入管理措置を <u>講じられた</u> 条件での目視外飛行の模擬飛行計画を提示し、飛行計画の作成において留意が必要な事項について、受験者が理解しているかどうかを判定可能な質問を行い、答えさせる。出題数は、5問とする。 (略)	<u>1. 誤りがあった場合に、1問につき5点を減点する。</u> <u>2. 回答時間10分以内に全問を回答できること。未回答の設問については、1問あたり5点を減点する。</u>																				
3.	口述試験 (飛行前点検)	3.	口述試験 (飛行前点検)	試験科目の実施要領及び <u>制限時間</u> は、次表のとおりとする。	試験科目の実施要領及び <u>減点適用基準</u> は、次表のとおりとする。																		

(略)			
番号	科目	実施要領	制限時間
3-1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） (1)・(2) (略) (3) 必要な <u>許可書</u> 、 <u>承認書</u> 、 <u>技能証明書</u> 等を携帯しているか。 (4)・(5) (略)	<u>3分</u>
3-2	(略)	(略)	<u>3-2から3-3までを通じて20分</u>
3-3	(略)	(略)	<u>3-2から3-3までを通じて20分</u>
(略)			

(略)			
番号	科目	実施要領	減点適用基準
3-1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） (1)・(2) (略) (3) 必要な <u>許可証</u> 、 <u>承認証</u> 、 <u>技能証明証</u> 等を携帯しているか。 (4)・(5) (略)	<u>3-1の確認に漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合又は3-2及び3-3の日常点検記録への記載漏れ若しくは誤りが一つでもあった場合、10点を減点する。</u>
3-2	(略)	(略)	
3-3	(略)	(略)	

4. 実技試験

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

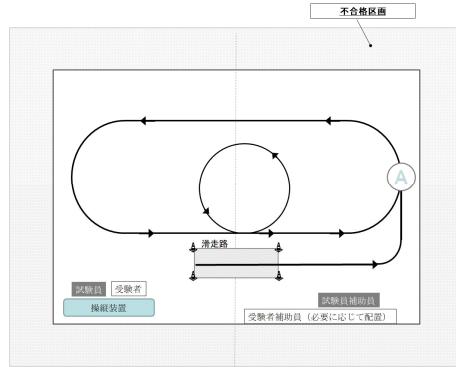
(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
4 - 1	(略)	(略)	<p><u>20分</u></p> <p><u>※制限時間の対象は(1)とする。</u></p>
4 - 2	(略)	(1) (略) (2) 受験者は、原則として <u>概ね</u> 向かい風となる方向に離陸を行う。なお、手動での離陸が必要となる飛行機の場合は、受験者補助員が、離陸を行うことができるものとす	<p><u>30分</u></p> <p><u>※制限時間の対象は、(5)から(12)までの飛行とする。</u></p>

4. 実技試験

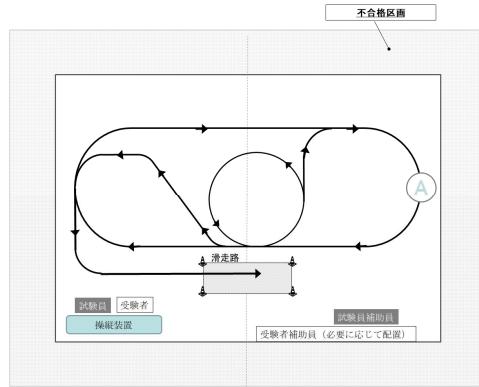
試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
4 - 1	(略)	(略)	<p><u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u></p> <p><u>2. (1)の受験者による飛行経路の設定について制限時間を設け、制限時間は30分とする。</u></p>
4 - 2	(略)	(1) (略) (2) 受験者は、原則として <u>おおむね</u> 向かい風となる方向に離陸を行う。なお、手動での離陸が必要となる飛行機の場合は、受験者補助員が、離陸を行うことができるものとす	<p><u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u></p> <p><u>2. 制限時間は30分とする。</u></p> <p><u>3. 減点の対象及び制限時間の対象は、(5)から(12)までとす</u></p>

		<p>る。</p> <p>(3)～(12) (略)</p> <p>(13) 試験員からの口頭での指示があり次第、受験者は、原則として<u>概ね</u>向かい風となる方向に着陸を行う。なお、手動での着陸が必要となる飛行機の場合は、受験者補助員が着陸を行うことができるものとする。ただし、(11)の周回飛行の方向と着陸時の滑走路への進入方向を変える場合は、受験者が (12) 以降の飛行経路を任意に設定することができるものとする。</p> <p><u>※目視外飛行を行う (5) から (12) までを減点対象とする。</u></p>			<p>する。</p> <p>(3)～(12) (略)</p> <p>(13) 試験員からの口頭での指示があり次第、受験者は、原則として<u>おおむね</u>向かい風となる方向に着陸を行う。なお、手動での着陸が必要となる飛行機の場合は、受験者補助員が着陸を行うことができるものとする。ただし、(11)の周回飛行の方向と着陸時の滑走路への進入方向を変える場合は、受験者が (12) 以降の飛行経路を任意に設定することができるものとする。</p>	
4-2 周回飛行の飛行経路		4-2 周回飛行の飛行経路	・ 離陸から円状の旋回飛行までの飛行経路	・ 離陸から円状の旋回飛行までの飛行経路		



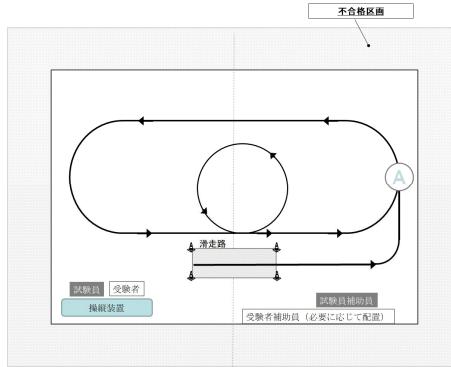
・円状の旋回飛行から着陸までの飛行経路



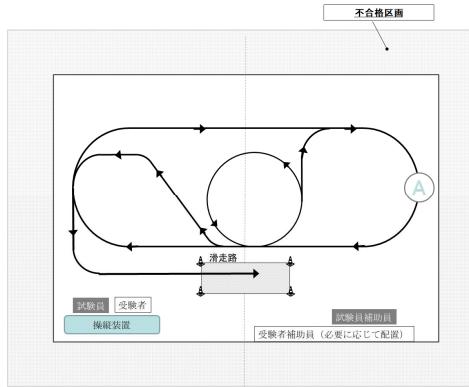
※1 : (略)

※2 : 離陸時の方向が図と概ね逆向きである場合は、飛行経路も逆とする。

※3 : 飛行高度は、最大離陸重量25kg未満の無人航空機の場合は概ね80メートル、最大離陸重量25kg以上の無人航空機の場合は概ね110メートルとする。ただし、実技試験に用いる無人航空機により、それ以外の飛行高度が適切である場合は、適切な飛行高度で飛行を行うこととする。



・円状の旋回飛行から着陸までの飛行経路



※1 : (略)

※2 : 離陸時の方向が図とおおむね逆向きである場合は、飛行経路も逆とする。

※3 : 飛行高度は、最大離陸重量25kg未満の無人航空機の場合はおおむね80メートル、最大離陸重量25kg以上の無人航空機の場合はおおむね110メートルとする。ただし、実技試験に用いる無人航空機により、それ以外の飛行高度が適切である場合は、適切な飛行高度で飛行を行うこととする。

※4：周回飛行において、長辺方向に概ね15秒間の直線飛行を行う。短辺方向には直線飛行を行わない。ただし、機体の特性により直線飛行を行う必要がある場合は、5秒を超えない範囲で直線飛行を行ってよい。

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	制限時間
5-1	(略)	(略)	5-1から5-2までを通じて10分
5-2	(略)	(略)	

VII. 最大離陸重量 25kg 未満の限定変更に係る実地試験

1. 一般 (略)

2. 机上試験

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)

※4：周回飛行において、長辺方向におおむね15秒間の直線飛行を行う。短辺方向には直線飛行を行わない。ただし、機体の特性により直線飛行を行う必要がある場合は、5秒を超えない範囲で直線飛行を行う。

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	減点適用基準
5-1	(略)	(略)	点検結果の記載漏れ又は誤りが一つでもあった場合、5点を減点する。
5-2	(略)	(略)	記載の漏れ又は誤りが一つでもあった場合、10点を減点する。

VII. 最大離陸重量 25kg 未満の限定変更に係る実地試験

1. 一般 (略)

2. 机上試験

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)

番号	科目	実施要領	制限時間	番号	科目	実施要領	減点適用基準
2－1	(略)	試験員より立入管理措置を <u>講じない</u> 条件での最大離陸重量25kg以上の機体の飛行についての模擬飛行計画を提示し、飛行計画の作成において留意が必要な事項について、受験者が理解しているかどうかを判定可能な質問を行い、答えさせる。出題数は、5問とする。 (略)	10分	2－1	(略)	試験員より立入管理措置を <u>講じられた</u> 条件での最大離陸重量25kg以上の機体の飛行についての模擬飛行計画を提示し、飛行計画の作成において留意が必要な事項について、受験者が理解しているかどうかを判定可能な質問を行い、答えさせる。出題数は、5問とする。 (略)	1. 誤りが一つでもあった場合に、1問につき5点を減点する。 2. 回答時間10分以内に全問を回答できること。 未回答の設問については、1問あたり5点を減点する。

3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	制限時間
3－1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） (1)・(2) (略) (3)必要な許可書、承認書、技能証明書等を携帯して	3分

3. 口述試験（飛行前点検）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	減点適用基準
3－1	(略)	飛行空域及びその他の確認事項を示し、結果を答えさせる。 確認事項（例） (1)・(2) (略) (3)必要な許可証、承認証、技能証明証等を携帯	3－1の確認に誤りが一つでもあった場合又は3－2及び3－3の日常点検記録への記載漏れ若しくは誤りが

		いるか。 (4)・(5) (略)			しているか。 (4)・(5) (略)		<u>一つでもあった場合、10点を減点する。</u>
3-2	(略)	(略)	<u>3-2から3-3までを通じて20分</u>	3-2	(略)	(略)	
3-3	(略)	(略)	<u>3-2から3-3までを通じて20分</u>	3-3	(略)	(略)	

4. 実技試験

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>制限時間</u>
4-1	(略)	(略)	<u>20分</u> <u>※制限時間の対象は(1)とする。</u>
4-2	(略)	(1) (略)	<u>30分</u>

3-2	(略)	(略)	
3-3	(略)	(略)	

4. 実技試験

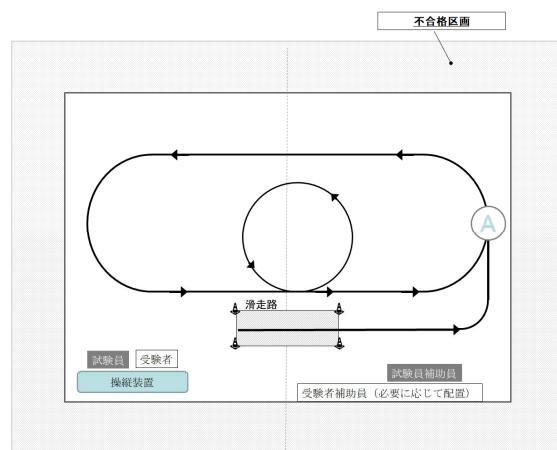
試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	<u>減点適用基準</u>
4-1	(略)	(略)	<u>1. II. 実技試験の減点適用基準を適用する。</u> <u>2. (1)の受験者による飛行経路の設定について、制限時間は30分とする。</u>
4-2	(略)	(1) (略)	<u>4. II. 実技試験</u>

		<p>(2) 受験者は、原則として概ね向かい風となる方向に離陸を行う。なお、手動での離陸が必要となる飛行機の場合は、受験者補助員が離陸を行うことができるものとする。</p> <p>(3) ~ (15) (略)</p> <p><u>※ (5) から (12) までを減点対象とする。</u></p>	<p><u>※制限時間の対象は、(5)から(12)までの飛行とする。</u></p>		<p>(2) 受験者は、原則としておおむね向かい風となる方向に離陸を行う。なお、手動での離陸が必要となる飛行機の場合は、受験者補助員が離陸を行うことができるものとする。</p> <p>(3) ~ (15) (略)</p>	<p><u>の減点適用基準を適用する。5. 制限時間は30分とする。</u></p> <p><u>6. 減点の対象及び制限時間の対象は、(5)から(12)までとする。</u></p>
--	--	--	--	--	--	---

4-2 周回飛行の飛行経路

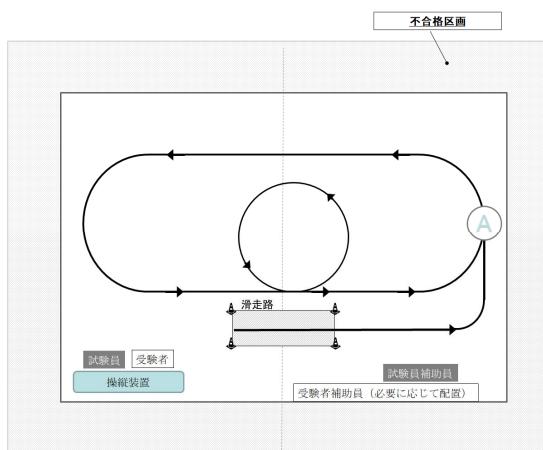
- 離陸から円状の旋回飛行までの飛行経路



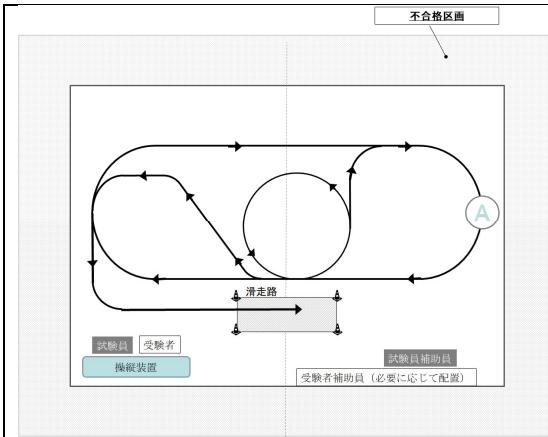
- 円状の旋回飛行から着陸までの飛行経路

4-2 周回飛行の飛行経路

- 離陸から円状の旋回飛行までの飛行経路



- 円状の旋回飛行から着陸までの飛行経路



※1 : (略)

※2 : 離陸時の方向が図と概ね逆向きである場合は、飛行経路も逆とする。

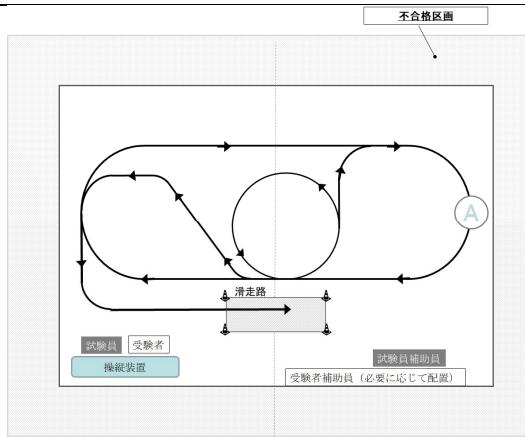
※3 : 飛行高度は、概ね110メートルとする。ただし、実技試験に用いる無人航空機により、それ以外の飛行高度が適切である場合は、適切な飛行高度で飛行を行うこととする。

※4 : 周回飛行において、長辺方向に概ね15秒間の直線飛行を行う。短辺方向には直線飛行を行わない。ただし、機体の特性により直線飛行を行う必要がある場合は、5秒を超えない範囲で直線飛行を行ってもよい。

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び制限時間は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	制限時間



※1 : (略)

※2 : 離陸時の方向が図とおおむね逆向きである場合は、飛行経路も逆とする。

※3 : 飛行高度は、おおむね110メートルとする。ただし、実技試験に用いる無人航空機により、それ以外の飛行高度が適切である場合は、適切な飛行高度で飛行を行うこととする。

※4 : 周回飛行において、長辺方向におおむね15秒間の直線飛行を行う。短辺方向には直線飛行を行わない。ただし、機体の特性により直線飛行を行う必要がある場合は、5秒を超えない範囲で直線飛行を行う。

5. 口述試験（飛行後の点検と記録）

試験科目の実施要領及び減点適用基準は、次表のとおりとする。

(略)			
番号	科目	実施要領	減点適用基準

5-1	(略)	(略)	<u>5-1から</u> <u>5-2まで</u> <u>を通じて10</u> <u>分</u>	5-1	(略)	(略)	<u>点検結果の記載</u> <u>漏れ又は誤りが</u> <u>一つでもあった</u> <u>場合、5点を減</u> <u>点する。</u>
5-2	(略)	(略)		5-2	(略)	(略)	<u>記載の漏れ又は</u> <u>誤りが一つでも</u> <u>あった場合、10</u> <u>点を減点する。</u>

VIII. 準用

第 I 章から第 VII 章までの規定は登録講習機関、無人航空機講習、無人航空機講習の修了、施設及び設備並びに講師について準用し、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。なお、机上審査及び口述審査（事故、重大インシデントの報告及びその対応）の問題は、国又は指定試験機関から提供されたものを用いることとする。

第 I 章 第 1 項	無人航空機 操縦者技能 証明の一等 無人航空機 操縦士の資 格の区分に	無人航空機 操縦者技能 証明の一等 無人航空機 操縦士の資 格の区分に	第 I 章 第 1 項	無人航空機 操縦者技能 証明の一等 無人航空機 操縦士の資 格の区分に
-------------	--	--	-------------	--

	係る飛行機の実地試験 (以下「実地試験」という。)	係る飛行機の修了審査 (以下「修了審査」という。)		係る飛行機の実地試験 (以下 <u>単に</u> 「実地試験」という。)	係る飛行機の修了審査 (以下 <u>単に</u> 「修了審査」という。)
第I章第2項、 <u>第8項及び第12項</u> 、第II章、第IV章、第V章、第VI章、並びに第VII章	実地試験	修了審査		第I章第2項、第II章、 <u>第I章1-1、第IV章見出し、第1項1-1、1-3及び1-4、第V章見出し、第1項1-1及び1-9、第VI章見出し、第1項1-1及び1-5</u> 並びに第VII章見出し、第1項1-1及び1-5	実地試験
第I章第2項、第9項 <u>から第11項及び第13項</u> 、第II章 <u>第1項1-3、1-4及び減点適用基準、第2項2-3、2-4、2-6、2-7及び減点適用基準、第3項3-3、3-4及び減点手強基準</u> 、第III章 <u>第1項1-1、1-2、第2項2-1</u>	受験者	受講者		第I章第2項、 <u>第6項及び第9項</u> 、第II章、第III章、第IV章第2項から第4項まで及び第6項、第V章第2項から第4項まで、第VI章第2項から第4項まで並びに第VII章第2項から第4項まで	受験者

	<p><u>1、2－3</u>、第IV章第1項 <u>1－5</u>、第2項から第4項まで及び第6項、第V章第2項から第4項まで、第VI章第2項から第4項まで並びに第VII章第2項から第4項まで</p>						
	<p>第I章第3項から第5項まで <u>、第7項、第9項、第10項</u> <u>及び第13項</u>、第II章第1項 <u>減点適用基準</u>、第2項、第I II章第1項1－1、第2項 <u>2－1、2－3</u>、第IV章第 1項1－4、1－5及び第 4項、第V章第1項1－2、 1－3、1－7及び1－9 並びに第4項、第VI章第1 項1－2、1－3及び1－ 5並びに第4項、第VII章第 1項1－2、1－3及び1 －5並びに第4項</p>	実技試験	実技審査		<p>第I章第3項から第5項まで <u>及び第7項から第10項</u>、第I I章、第III章、第IV章第1 項1－4、1－5及び第4 項、第V章第1項1－2、1 －3、1－7及び1－9並 びに第4項、第VI章第1 項1－2、1－3及び1－5 並びに第4項、第VII章第1 項1－2、1－3及び1－5 並びに第4項</p>	実技試験	実技審査
	<p>第I章第2項、第3項<u>、第9</u> <u>項及び第12項</u>、第II章第2 項<u>2－7、2－8</u>及び<u>減点</u> <u>適用基準</u>、第III章第1項1</p>	試験科目	審査科目		<p>第I章第2項、第3項<u>及び</u> <u>第9項並びに第II章から第VII</u> 章まで</p>	試験科目	審査科目

<p><u>－ 2 及び第 2 項 2 – 1、第 IV 章第 2 項から第 6 項まで、第 V 章第 2 項から第 5 項まで、第 VI 章第 2 項から第 5 項まで、第 VII 章第 2 項から第 5 項まで</u></p>					
<p><u>第 I 章第 4 項から第 9 項、第 11 項及び第 13 項、第 II 章第 1 項 1 – 2 及び減点適用基準、第 2 項 2 – 2、2 – 7 及び減点適用基準、第 3 項 3 – 2、第 III 章第 2 項 2 – 1 及び 2 – 3、第 IV 章第 1 項 1 – 5 及び第 2 項から第 5 項まで、第 V 章第 1 項 1 – 8 及び第 2 項から第 5 項まで、第 VI 章第 1 項 1 – 4 及び第 2 項から第 5 項まで並びに第 VII 章第 1 項 1 – 4 第 2 項から第 5 項まで</u></p>	<p>試験員</p>	<p>修了審査員</p>	<p><u>第 I 章第 4 項、第 6 項から第 9 項、第 II 章、第 IV 章第 1 項 1 – 5 及び第 2 項から第 5 項まで、第 V 章第 1 項 1 – 8 及び第 2 項から第 5 項まで、第 VI 章第 1 項 1 – 4 及び第 2 項から第 5 項まで並びに第 VII 章第 1 項 1 – 4 第 2 項から第 5 項まで</u></p>	<p>試験員</p>	<p>修了審査員</p>
<p><u>第 I 章第 4 項から第 8 項まで、第 11 項及び第 13 項、第 II 章第 1 項減点適用基準、第 2 項減点適用基準、第 IV 章第 1 項 1 – 5 及び第 4 項</u></p>	<p>試験員補助員</p>	<p>修了審査員補助員</p>	<p><u>第 I 章第 4 項から第 6 項まで及び第 8 項並びに第 II 章、第 IV 章第 1 項 1 – 5 及び第 4 項、第 V 章第 4 項、第 VI 章第 4 項及び第 VII 章第 4 項</u></p>	<p>試験員補助員</p>	<p>修了審査員補助員</p>

、第V章第4項、第VI章第4項並びに第VII章第4項					
第I章第5項	試験を行う者	登録講習機関		第I章第5項	試験を行う者
第I章第9項 <u>から第11項及び第13項、第II章第2項減点適用基準、第IV章第4項、第V章第4項、第VI章第4項及び第VII章第4項</u>	受験者補助員	受講者補助員		第I章第9項 <u>及び第10項</u> 、第IV章第4項、第V章第4項、第VI章第4項及び第VII章第4項	受験者補助員
第II章 <u>第1項減点適用基準第2項2-6及び減点適用基準、第3項減点適用基準、第III章第1項1-2、第IV章第1項1-2及び第3項、第V章第1項1-2及び第3項、第VI章第1項1-2及び第3項並びに第VII章第1項1-2及び第3項</u>	試験	審査		第II章、第III章、第IV章第1項1-2及び第3項、第V章第1項1-2及び第3項、第VI章第1項1-2及び第3項並びに第VII章第1項1-2及び第3項	試験
<u>第II章第5項、第IV章1-2及び1-4並びに第2項、第V章第1項1-9及び第2項、第V章第1項1-5及び第2項並びに第VI章第1項1-5及び第2項</u>	机上試験	机上審査		第IV章1-2及び1-4並びに第2項、第V章第1項1-9及び第2項、第V章第1項1-5及び第2項並びに第VI章第1項1-5及び第2項	机上試験

<u>第Ⅰ章第13項、第Ⅱ章第1項、第3項及び第4項、第Ⅴ章第1項1-4、第3項、第5項及び第6項、第Ⅴ章第1項1-9、第3項及び第5項、第Ⅵ章第1項1-5、第3項及び第5項並びに第Ⅶ章第1項1-4、第3項及び第5項</u>	口述試験	口述審査		第Ⅳ章第1項1-4、第3項、第5項及び第6項、第Ⅴ章第1項1-9、第3項及び第5項、第Ⅵ章第1項1-5、第3項及び第5項並びに第Ⅶ章第1項1-4、第3項及び第5項	口述試験	口述審査
--	------	------	--	---	------	------

附 則（令和7年12月5日付け国空無機第298768号）

(施行期日)

この通達は、令和8年6月5日から施行する。